

令和3年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第1号

日時 令和3年9月16日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 請願第 1号 | コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願 |
| 日程 6 | 発委第 6号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 7 | 選挙第 1号 | 鹿追町選挙管理委員及び同補充員の選挙 |
| 日程 8 | 報告第 3号 | 専決処分の報告について |
| 日程 9 | 議案第 62号 | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 63号 | 報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 64号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 65号 | 令和3年度鹿追町一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程 13 | 議案第 66号 | 令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程 14 | 議案第 67号 | 令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程 15 | 議案第 68号 | 令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について |

- 日程 16 議案第 69号 令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程 17 議案第 70号 鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程 18 議案第 71号 場内砂防工（ポンチン川）整備工事請負契約について
- 日程 19 同意第 4号 鹿追町公平委員会委員の選任について
- 日程 20 同意第 5号 鹿追町教育委員会委員の任命について
- 日程 21 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程 22 認定第 1号 令和2年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程 23 認定第 2号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程 24 認定第 3号 令和2年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程 25 認定第 4号 令和2年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程 26 認定第 5号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程 27 認定第 6号 令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程 28 認定第 7号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出
決算認定について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11人）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	喜井知己
教育委員会教育長		大井和行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
総務課財政担当課長	葛西浩二
総務課主幹（消防署長）	内海卓実
企画課長	草野礼行
町民課長	平山宏照
保健福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	檜山敏行
商工観光課長	松井裕二
建設水道課長	大上朋亮
子育て支援課長	米澤裕恵
瓜幕支所長	東原孝博
国民健康保険病院事務長	菊池光浩
総務課課長補佐兼財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	渡邊恒義

8 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和3年9月16日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから令和3年第3回鹿追町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本定例会においては引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行い、行政委員は必要最小限の出席とし、説明員は随時入退室を行うことといたします。

ここで、報告いたします。

野村英雄代表監査委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの13日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は本日から9月28日までの13日間と決定いたします。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりであります。内容を御覧の上、御了承願います。

監査委員から5月分、6月分、7月分の出納検査報告書が提出されました。また、令和2年度鹿追町各会計決算審査に係る意見書が提出をされました。

町長から令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出されました。

教育委員会教育長から令和2年度教育委員会の施策・事業の評価調書が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和3年第3回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告を申し上げます。

7月2日には、育児パッケージの贈呈を行なっております。

本町では「長く深くお付き合いができる育児支援」ということで町からの歓迎の気持ちを込めて、生まれてくる赤ちゃんに育児パッケージをプレゼントしております。

今年度から一部内容を変更いたしまして、従来の衣服から鹿追焼の食器セット一式、お子様の名前が入った箸と読み聞かせ絵本、それと子育て支援助成商品券を贈呈させていただいております。

今年度の第1号といたしまして4月3日に生まれました町内の高橋睦君のお父さん、隆宏さん、お母さんの里衣子さんに町長室においていただきまして育児パッケージをお渡ししたところであります。

7月9日には、鹿追町開町100年記念「真打ち競演」の公開収録が町民ホールで行われました。NHK帯広放送局のお取り計らいもございまして、NHK帯広放送局の柳田局長もお見えになっておりました。

開町100年ということで町、それから鹿追町教育委員会・NHK帯広放送局が主催となって収録を実施しました。

会場の来場者は80人程度でありましたけれども、2本の収録を行いまして、1本目は「漫

才・ものまね・落語」、2本目については「漫才・歌謡漫談・落語」を、こういう収録内容でありまして、1本目については10月16日の放送、それから2本目については10月23日の放送が予定をされています。ラジオ第1放送で、午前10時5分から50分間程度の放送とお聞きをしているところでございます。

次に7月14日には、自民党第11選挙区支部の地域政策懇談会、これはウェブで行なわれました。自民党は中川郁子支部長、清水拓也北海道議会議員、喜多龍一北海道議会議員、大谷亨北海道議会議員、村田光成北海道議会議員でございます。本町は私と吉田稔議長、松本新吾副町長、こういったことで、限られた時間の中でありましたけれども数点要望をさせていただきました。新型コロナウイルスワクチンの接種状況について当時の状況の説明をさせていただいたあと、バイオガスプラント整備に対する支援、それから牛のサルモネラ症に関する支援、公共交通の関係の沿線自治体の負担が大きくなっていることもございまして、その補助制度の見直しの関係、あと国道274号の整備のお願いを申し上げたところであります。

中川支部長からは、今回の要望内容、しっかりと対応していきたいとお話をいただいたところであります。

7月17日には、「ゆきみちクッキーお披露目会」がトマルカフェ鹿追で行なわれました。私、吉田稔議長、それから上嶋和志議会運営委員会委員長、鹿追高校からは俵谷俊彦校長先生、この開発に御協力いただいた内海ファームの内海洋平さん、あるいは加工で御協力いただいた正保縁さん、それからパッケージのデザインをされた重野真希さんほかで、開発者を代表して鹿追高校3年生の北村梨紗さんが参加をされました。

この件については皆さん御存じのように鹿追高校での鹿追創生プロジェクトの中で、未利用資源のホエイを利用したクッキーの開発ということで、商品化までにこぎつけたものであります。6個入り、300円という価格で、7月からカントリーホーム風景、それから道の駅しかおい、あるいは道の駅うりまくで販売をされているところでございます。

次に、7月19日には、十勝毎日新聞社、林浩史代表取締役社長がお見えになりまして、本町開町100年のお祝いとしてこども園から高校生まで全員にとということで、手持ち花火セットの御寄付をいただきました。992点ということで、花火大会もなかなか開催できない中、子供たち大変喜んでくれたとお聞きをしております。

次に7月20日には、北海道開発局へ訪問をいたしました。今年7月の異動で、平成30年から1年間、帯広開発建設部長として在籍をされていた細井部長が、国土交通省の

北海道局の農林水産課長から、北海道開発局の農林水産部長に異動されたということで、御挨拶と、今、笹川地区のかんがい排水事業が調査の2年目に入っております。調査あと1年、来年まではかかると思っておりますけれども、その後の事業の着手等々ございますので、それらの要請を含めて御挨拶をさせていただいたところであります。

北海道開発局、今年の6月まで帯広開発建設部長を務められておりました竹内部長が今、北海道開発局の開発監理部で次長に就いておられますので、併せていろいろ御挨拶、それからゼロカーボンも関係があるということですので、そういったこともお話をさせていただいたところであります。

7月21日には、鹿追町行財政改革推進審議会、本年度第1回目ということで開催をさせていただきました。審議会の民間委員7人で、安部克裕前副町長、石田秀俊商工会長、JA鹿追町、木幡浩喜代表理事組合長、それから社会福祉協議会、白川悦子会長、学校関係からは鹿追小学校の佐藤正由校長先生、一般公募2人ということで金子孝伸さん、それから武田邦宏さん、この7人の委員に辞令書を交付いたしまして、議事の中では、委員の互選により、前副町長の安部克裕氏が会長に就任いただきまして、会長の指名によりまして石田秀俊さんが会長職務代理者となったわけであります。

今年度、さらに行財政改革を進めていくわけでありまして、新たな行財政改革大綱の策定に取り組むべく諮問書をお渡ししまして、今後この内容について御検討をいただく予定となっております。

また、この行財政改革の関係で8月24日と25日の2日間、町民ワークショップということで、町民約30人のメンバー6つのグループに分かれまして、テーマとしましては「今後の公共施設のあり方」、あるいは「ICTの活用」、これらについてワークショップを行なって意見交換していただいたところであります。

非常にいろんな提言がございまして、これも踏まえながら行財政改革大綱の中に生かしていきたいと考えております。

次に、7月30日には、民主・道民連合十勝地域政策懇談会が帯広市内で開かれました。

民主・道民連合からは、石川香織衆議院議員、三津丈夫北海道議会議員、小泉真志北海道議会議員の御出席がありました。今回は午前と午後に分かれまして午前中は10町村、午後からは9町村という形で行われました。

鹿追町は午前中の部に参加いたしました。要望内容といたしましては、公立・公的病院を含む新型コロナウイルス感染症対策の財政支援の件、それからバイオガスプラント整備

の支援、家畜伝染病対策への支援、地域公共交通に対する支援、あるいは自衛隊の維持拡充、これらについて要望させていただいたところであります。

石川香織衆議院議員、あるいは三津丈夫北海道議会議員からは、「新型コロナウイルス対策をはじめ、いただいた部分についてはしっかりと受け止め対応していきたい」というお話をいただいたところであります。

8月5日には、鹿追町商工会の要望を受けております。今回の要望については、例年行なっているものでもありますけれども、鹿追町商工会の年末大売り出し生活応援セールについての要望ということで、例年通り実施されるわけですけれどもしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

8月6日には、新しい鹿追町の英語指導助手、ALTにメラニー・ルウさんが着任をされたので、御挨拶に来ていただきました。

昨年の10月に前任者が帰国して、交代してすぐの着任予定でありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大でなかなか入国手続き等が整わず、延期をされておりましたけれども、今回の教育関係者を優先して入国させるという緩和措置により、無事着任することができたわけであります。

メラニーさんは、カナダアルバータ州エドモントン市出身でアルバータ大学経済学部を卒業し、さらに平成30年（2018年）に韓国のヨンセ大学に留学されております。

「子供たちとの関係をきちんと築き、カナダ文化への興味醸成や英語を通して視野を拓げる一助になれば」と抱負を語っておられました。町内では既に着任しているケルシーさんとの2人体制が整い、新たに着任したメラニーさんがこども園と小学校を担当することになっております。

メラニーさんは、これまでに4回の訪日経験もあり、大変日本に親しんでいます。

本町の印象について「人が優しく、子供たちは積極的でかわいい。これから地域の人と一緒に働く人と絆を築いていきたい」とお話をしていただきまして、積極的に職員に話しかけるなど豊かなコミュニティ力を発揮して、早速英語教育に力を発揮してくれております。

8月11日には、鹿追町商工会の青年部の皆さんが学校給食、それとこども園に株式会社風景のアイスクリームを贈呈をいただきました。

鹿追町商工会青年部が例年実施しているイベントがコロナ禍の影響でなかなか開催できないこともございまして、町内の子供たちに元気を与えたいということで、こども園から

中学校までの給食時にデザートとしてアイスクリームを御寄贈いただいたわけであります。

8月26日に学校給食共同調理場、小中学校・地域保育所に630個、それから8月11日には認定こども園に約200個を御寄贈いただいたところであります。

次に、8月12日には、開町100年記念碑の除幕式、記念植樹、そして開町70年のタイムカプセル開封式が役場北側駐車場で行われたところであります。

当日は、議長をはじめとする鹿追町議会議員、陸上自衛隊鹿追駐屯地結城倫太郎司令、JA組合長代理の那賀島勝専務、石田秀俊鹿追町商工会長、吉田弘志前町長、堀川昌廣町民栄誉賞受賞者、それから開町70年手形作成者の方々、合計で25人の御出席をいただいたところでございます。

当日の内容については皆さん御出席いただいたということで省略をさせていただきたいと思っております。

8月16日には、鹿追町と株式会社ヒグマとの地域コミュニティ活性化のためのデジタル化推進に関する連携協定を締結いたしました。

この協定の内容といたしましては、高齢者等がスマートフォンなどICTを活用する講座を実施するものでありまして、今年度は10回程度を開催したいということであります。できれば次年度以降も継続して実施していきたいと思っております。

株式会社ヒグマの飛岡社長からは「高齢者の情報格差、これを少しでも解消し地域コミュニティの活性化に貢献したい」というお話をいただいたところであります。

このあと実は9月上旬に第1回目を開催すべく準備が進んでいたのですが、緊急事態宣言が延長されたことで、これを延期しましたけれども、来月22日、白寿大学等で、まず第1回目が実施されるということで今準備が進んでいます。

次に、8月19日には、北十勝4町国道整備促進期成会の要望書を帯広開発建設部の部長に手渡したところであります。

音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町の町長それから議長で行いました。

要望の内容に関しましては、本町からは特に瓜幕・笹川地区の国道274号の防雪柵の設置、あるいは道路整備等について、これらを中心に要望を行なったところであります。

宮藤部長からは、全体的な今後の見通しのほか、北十勝4町全域が国のナショナルサイクルルートに選ばれたことも踏まえて、しっかりと整備を進めていきたいとお話をいただいたところであります。

次に、8月20日には、北海道鹿追高等学校を支える会総会を開催いたしました。

町・町議会・教育委員会・J A鹿追町・商工会・P T A関係者など総勢 24 人の参加をいただきました。

総会では、鹿追高校への支援策の実績報告のほか、鹿追高校の俵谷俊彦校長による鹿追高校の入学者の推移、あるいは鹿追高校の改革内容、これらの御報告をいただいたあと、本年度の事業計画等について協議いただいたところであります。

次に、9月1日には、鹿追町開町100年記念式典を執行させていただいたところであり、議員皆さんにも御参加をいただきました。大変ありがとうございました。

出席者等々をかなり絞って、当日については91人の参加でございましたけれども、1年延期をしましたがけれども、節目の式典を無事開催できたと思っております。

9月7日ですけれども、第43回サントリー地域文化賞決定の記者発表が本庁で行われました。皆さん御存じのように、本町の「しかりべつ湖コタン」が本年度、5団体のうちの1つに選ばれたということでもあります。この賞については昭和54年（1979年）に創設されて、地域文化の発展に貢献した個人または団体を顕彰するもので、本年度の5団体の受賞者を含めると、これまで230件ということがございます。受賞者は全都道府県にわたっておりまして、道内では本町が16件目、十勝管内では初めてとお聞きしております。これまでの受賞の数で北海道が一番多いとお聞きしております。受賞の大きな理由といたしましては、「しかりべつ湖コタン」は然別湖が全面凍結する期間のみの限定で氷上に現れる幻の湖であり、地域住民を中心としたスタッフが全力で、しかも楽しみながら運営し、冬の魅力を発信している。その姿が多くの人を惹きつける。この点が一番高く評価されたとお聞きしております。

当初は表彰式が今月20日過ぎに大阪で開催される予定でしたがけれども、この新型コロナウイルス感染症の状況で、オンラインで予定されております。今回の受賞に際しましては、正賞として盾、副賞として300万円が贈呈されるとお聞きしております。この副賞の使い道については、当然「しかりべつ湖コタン」に活用していただくのが適切と思っております。また、町で一旦受ける形になりますので、予算措置を通じてお話しさせていただきたいと思っております。

昨日の9月14日、それから15日の2日間で、敬寿会のお祝い品の贈呈で町内を回らせていただきました。新型コロナウイルス感染症の関係で今年度も敬寿会の式典を行わないので、私は社会福祉協議会の白川会長さんと88歳、99歳、それから、101歳のお祝いの方々、36人のお宅を訪問して記念品等をお渡しさせていただいたところでもあります。

皆さんお元気で、大変温かく迎えていただきました。皆さん方のさらなる長寿と御健康をお祈り申し上げるものでございます。

9月14日になりますけれども、北海道防衛局の掛水企画部長と陸上自衛隊北部方面総監部の梅木防衛調整官お二人が本町を訪れまして、9月1日に防衛省が発表いたしました令和4年度（2022年度）の概算要求の内容について説明を受けました。

掛水企画部長からは、現防衛大綱における戦車の将来規模が現在の600両から半減300両になる。これを踏まえて鹿追駐屯地においては、第5旅団隷下の今現在、第5戦車大隊ですけれども、これを第5戦車隊、仮称でありますけれども、この改編及び第5旅団隷下の第5施設隊の1個中隊の新編が予定されているという説明を受けました。また、今回の改編に伴う鹿追駐屯地の定員が数人減少すると、現在の定員340人から330人程度に減少するという説明がございました。この説明の中で、掛水部長は、「鹿追駐屯地の定員が減少することは大変申し訳ない気持ちであるが、全国的に戦車を抱えているところが大幅に人員削減されている。こういうところが多い中で、陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充促進期成会をはじめ地元の皆さんの日頃からの要望活動により削減幅が最小限にとどまっているのではないか」というお話でありました。

私からは「今回の部隊改編は現防衛大綱に従い全国的に進められている。これは承知しているが、鹿追駐屯地の定員が減少することについては、町を挙げて維持拡充を訴えてきたことから大変遺憾である」とお話をさせていただきました。

長年、自衛隊駐屯地とともに歩むまちとして、鹿追駐屯地維持拡充促進期成会はもちろん、自衛隊協力諸団体、地域の皆様、町民の皆様の大変な御支援と御協力のもと自衛隊と大変良好な関係を築き、そして自衛隊の諸活動に一生懸命協力してきた本町としては、今回の説明、提案内容を誠に残念と考えております。

今、いろいろ情報収集を進めております。本町としてこれからある程度の対応していく必要があると考えておりますので、議会の皆さんと御相談しながら、今後の行動に移していかなければならないと考えているところであります。

最後に新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種状況でございます。第2回目の接種ももうほぼ終盤に入ってきております。12歳以上の対象者の方、1回目の接種は対象者の約86%を超えております。2回目の接種も全体で80%に達してございますので、最終的には12歳以上の方の接種率は86%前後になるのではないかと考えているところであります。

以上、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

日程5 請願第1号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつ
による農作物被害対策を求める請願

○議長（吉田稔）

日程5、請願第1号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本件は産業厚生常任委員会に付託をして、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程6 発委第6号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程6、発委第6号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第6号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和3年9月30日」を、「令和4年3月31日」に改める。

附則、この条例は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由について説明いたします。

新型コロナウイルス感染拡大が依然として続いている状況下であり、住民生活や地域経済は深刻な影響を受けている。このことから、さらなる支援を講ずる必要があり、その財源の一助とするため議員報酬月額を令和4年3月31日まで継続して減額措置を行うものである。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程7 選挙第1号 鹿追町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（吉田稔）

日程7、選挙第1号、鹿追町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び鹿追町議会の運営に関する基準42の2の規定によって議長の指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長の指名推選で行うことに決定しました。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

鹿追町選挙管理委員候補には、藤田農夫治さん、上本延子さん、高田美津裕さん、武藤敦則さん。

同補充員候補には補充順位で、馬場厚子さん、大下洋美さん、横幕章さん、井出健一さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した方々を、鹿追町選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

ただいま指名した方々が鹿追町選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

日程8 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（吉田稔）

日程8、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第3号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

次の専決処分書を御覧ください。

専決処分事項は、公用車による事故の損害賠償と和解でありまして、本年7月15日に示談が成立しております。

事項の概要を申し上げます。

令和3年6月9日、午前9時30分頃、鹿追町北瓜幕国有林い小班地先の然別峡野営場入口付近において、本町会計年度任用職員が運転する公用車両が冬期通行止ゲートに衝突し、支柱1基を破損させたもので、過失割合は鹿追町が100%となるものであります。

専決処分内容を御説明いたします。

町は、次により損害を賠償し、和解するものとするとしていたしまして、損害賠償の額は、9万750円、和解の相手方につきましては、記載のとおりであります。

和解の内容につきましては、和解により相手方に支払う額は、相手方損害額の100%とし、これ以外には、双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとするものとなります。

以上、事項に係ります損害賠償及び和解の専決処分について御報告を申し上げます。

よろしく御承認をお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号は、報告済みといたします。

日程9 議案第62号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 9、議案第 62 号、地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 62 号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

提案の趣旨を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日から施行されました。

同法第 24 条におきまして、地方公共団体が市町村計画に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する施設の取得等をしたものについて、固定資産税を課さない。または不均一の課税をした場合、減収補てんがされると規定されており、町が実施するためには、条例を制定する必要がある、新規条例として提案するものでありまして、条例は本文が 5 条、附則が 1 項により構成されており、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての趣旨内容を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は新規条例のため総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定いたしました。

日程 10 議案第63号 報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程 11 議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 10、議案第 63 号、報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 11、議案第 64 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 2 件は関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 63 号、報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 64 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので一括で説明させていただきます。

提案の趣旨を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済への影響及び町の財政状況を鑑みまして、監査委員及び特別職の職員の給与及び期末手当の減額を現在も講じているところではありますが、今後も感染拡大防止対策を継続し、発生する事態に対応するため引き続き令和 4 年 3 月 31 日まで減額を行うための条例の一部を改正するもので、令和 3 年 10 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 63 号及び議案第 64 号について提案の趣旨を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 63 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第 64 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 65 号 令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 4 号）について

○議長（吉田稔）

日程 12、議案第 65 号、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 65 号は、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 8484 万 7 千円を追加しまして、総額を 69 億 713 万 7 千円とするものであります。

第 2 条は、継続費の補正変更についてであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、20 ページより御説明いたします。

款項目、議会費の報酬で 74 万 7 千円、職員手当等で 27 万 7 千円、負担金で 132 万円のそれぞれ減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で 57 万 9 千円、職員手当等で 24 万 6 千円のそれぞれ減額。

企画振興費で講演会及び新たな旅のスタイル業務委託で報償費で 48 万 6 千円、需用費、消耗品費、食糧費合計で 1 万 5 千円、役務費で 7 千円、委託料で 400 万円のそれぞれ追加。

公害防災費の備品購入費で衛星電話購入で 9 万 4 千円の追加。

ライディングパーク事業費の旅費で 1 万 8 千円、負担金で合計 170 万円のそれぞれ減額。

再エネ推進事業費の委託料で 10 万円の減額。

新型コロナ緊急経済対策事業費で大学生等への支援、くらし応援事業、公共施設整備等で報償費で 105 万円、需用費、消耗品費で 159 万 6 千円、役務費で 30 万 3 千円、備品購入費で 481 万 1 千円、負担金で合計 194 万 1 千円のそれぞれ追加。

統計調査費、統計費、報酬で合計 8 万 9 千円の追加、需用費、消耗品費で 8 万 8 千円の減額。

款項、監査委員費の報酬で 5 万 2 千円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の旅費で 3 万円、需用費、消耗品費で 6 万 9 千円、使用料で 29 万 7 千円、負担金で合計 71 万 5 千円のそれぞれ減額。

心身障がい者特別対策費の償還金で過年度返還金 62 万 5 千円の追加。

在宅福祉費で認知症体験講座開催のため報償費で 28 万 4 千円、需用費、消耗品費で 1 万円、役務費で 7 千円、繰出金で介護保険特別会計へ 43 万 9 千円のそれぞれ追加。

児童福祉費、児童措置費の需用費、修繕料で 9 万円の追加。

衛生費、保健衛生費、予防費の委託料で 300 万円、負担金で健康システム導入のため 593 万 9 千円のそれぞれ追加、清掃費、清掃総務費の需用費、修繕料で 17 万円の追加。

農林費、農業費、農業振興費の備品購入費で 20 万 9 千円、負担金で経営継承・発展支援事業補助金で 500 万円のそれぞれ追加。

畜産業費の報償費で合計 25 万 9 千円、需用費、燃料費から光熱水費合計で 5 万 4 千円、役務費で合計 8 千円、原材料費でそれぞれ 4 千円の減額、備品購入費で町営牧場防犯カメラ購入外で合計 160 万 6 千円の追加、負担金で 13 万 4 千円の減額、農業用水事業費の需用費、修繕料で 94 万円、繰出金で簡易水道特別会計へ 350 万円のそれぞれ追加。

款項、商工費、商工業振興費の負担金で企業活性化推進助成金で 300 万円の追加。

観光費の需用費、修繕料で 14 万円、然別湖コタン実行委員会が公益財団法人サントリー文化財団の主催するサントリー地域文化賞を受賞し、副賞の 300 万円を財源といたしまして負担金で 300 万円のそれぞれ追加。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で 500 万円の追加。

道路新設改良費の工事請負費で 3 路線の改良舗装で合計 1300 万円の追加。

項目、河川費の需用費、印刷製本費で 15 万 5 千円の追加。

都市計画費、公園緑地費の委託料で 20 万 7 千円の追加。

住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で 500 万円の追加。

款項、消防費、非常備消防費の旅費で合計 60 万 3 千円の減額、備品購入費で女性消防団員用被服購入のため 47 万円の追加、負担金で 2 万 1 千円の減額。

教育費、小学校費、学校管理費の委託料で電源改修外実施設計のため 165 万円の追加。

中学校費、学校管理費の委託料で電源改修外実施設計のため 165 万円の追加。

社会教育費、社会教育施設費の備品購入費で町民ホールミュージカルホール音響整備のため 2222 万円の追加。

神田日勝記念美術館費の需用費、修繕料で 43 万 6 千円の追加、負担金で 17 万 1 千円の減額。

諸支出金、項目、基金費の積立金で町づくり基金に 20 万円の追加であります。

次に、歳入、16 ページから御説明いたします。

款項目、地方特例交付金の地方特例交付金で 150 万 1 千円の追加。

款項目、地方交付税の地方交付税で 3949 万 5 千円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計 479 万 4 千円の

追加。

衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で合計 519 万円の追加。

教育費国庫補助金の社会教育費補助金で 1800 万円の追加。

委託金、土木費委託金の河川費委託金で 15 万 5 千円の追加。

道支出金、道補助金、総務費道補助金、総務管理費補助金で 99 万 8 千円の追加。

農林費道補助金、農業費補助金で 150 万円の追加。

委託金、総務費委託金の統計調査費委託金で 1 千円の追加。

款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で帯広市の中木雄三郎様から町づくりのために 20 万円の御寄附をいただきましたので 19 万 9 千円の追加。

繰入金、基金繰入金、商工業振興基金繰入金の商工業振興基金繰入金で 300 万円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で合計 1001 万 4 千円の追加であります。

次に 13 ページ、第 2 表の継続費の補正変更について御説明いたします。

事業名は、然別演習場障害防止対策事業（場内砂防工）で総額に 15 万 5 千円を追加しまして「1 億 8176 万 2 千円」とし、年割額の令和 3 年度分に同じく 15 万 5 千円を追加し、「1 億 4711 万 2 千円」と変更を行うものであります。

以上、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、歳出、款 4、衛生費、24 ページまでの関連の歳入についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

ここで説明員の入替えを行います。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 11 時 15 分といたします。

休憩 11 時 01 分

再開 11 時 15 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、歳出、款 5、農林費 24 ページから、款 11、諸支出金、29 ページまでと関連の歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の入替えを行います。

日程 13 議案第 66 号 令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（吉田稔）

日程 13、議案第 66 号、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 66 号は、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 23 万円を追加しまして、総額を 7 億 9259 万 1 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、36 ページより御説明いたします。

諸支出金、償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金の償還金で 23 万円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 23 万円の追加であります。

以上、令和 3 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 67 号 令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 67 号、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 67 号は、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）となるものです。

第 1 条、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（5）建設改良事業 1 有形固定資産購入費「1958 万円」に 81 万 1 千円を追加しまして、「2039 万 1 千円」に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益に 327 万 5 千円を追加しまして補正後の額を「6 億 6972 万 5 千円」とするものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用に 327 万 5 千円を追加し、補正後の額を「6 億 6972 万 5 千円」とするものであります。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5530 万 4 千円」に 81 万 1 千円を追加し、「5611 万 5 千円」に改め、支出につきましては、第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費に「81 万 1 千円」を追加しまして、補正後の額を「6098 万 5 千円」とするものであります。

次に、補正予算の内容につきましては、補正予算説明書により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入は病院事業収益、医業収益、その他医業収益で 327 万 5 千円の追加であります。

支出は病院事業費用、医業費用、経費で合計 327 万 5 千円の追加であります。

次に、資本的収入及び支出の支出は、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で機械備品購入で 81 万 1 千円の追加となるものであります。

以上、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

収入の中で公衆衛生活動収益とありますけれども、これはどのようなものなのでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、菊池病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（菊池光浩）

ただいまの収入の公衆衛生活動収益の収入の内訳であります。

今回は新型コロナウイルスワクチン接種に伴いますかかり増し経費の補助であります。鹿追町からいただく予定をしております。

それぞれ1人当たり1100円、それと接種人数をかけた費用となっております。

以上であります。

○議長（吉田稔）

よろしいですか

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立10人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第68号 令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（吉田稔）

日程 15、議案第 68 号、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 68 号は、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによることをいたしまして、第 1 条は、歳入歳出の予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 350 万円を追加しまして、総額を 3 億 947 万 7 千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出、47 ページより御説明いたします。

事業費、水道施設費、施設管理費の需用費、修繕料で漏水等の修理のため 140 万円、委託料で市街地区漏水調査のため 210 万円のそれぞれ追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 350 万円の追加であります。

以上、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10 番、安藤幹夫議員。

○10 番（安藤幹夫）

今年度に入ってから漏水事故の件数、並びにその原因というのはどのように把握されているでしょうか。

○議長（吉田稔）

大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

本年度について現在まで、漏水件数は 4 件発生しております。

この漏水につきましては、昨年来よく高台地区で送水管等の漏水等がありましたが、その件数が今年は非常に減っているということで昨年度よりは減少している傾向にあります。

原因につきましては、全てが老朽化ということも含めまして、いろんな原因はあるかと思いますが、高台の部分については道路下に埋設され、衝撃等に耐えられないことも原因の一つかなと考えております。

以上です。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

10 番、安藤幹夫議員。

○10 番（安藤幹夫）

町内の水道はかなり老朽化しているのは間違いないので、更新ということになると多額の予算を持たなければできないですけれども、お聞きすると圧が上がったこともあると思うのですけれども、また同じようなところで漏水が起きていることも考えられる。その点の補修後は解決策になっているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（吉田稔）

大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

現状におきましては、議員申し上げられたように多額の経費がかかるということで全面的な改修を行なっているわけではなく、その漏水部分の修理をしながら現状対応している状況であります。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 69 号 令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

○議長（吉田稔）

日程 16、議案第 69 号、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 69 号は、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 400 万 1 千円を追加しまして、総額を 5 億 2066 万 2 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、56 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で合計 3 万 7 千円の減額、負担金でシステム改修のため 66 万 8 千円の追加。

徴収費、賦課徴収費の需用費、印刷製本費で 7 千円の追加。

保険給付費、介護サービス等諸費、高額介護合算療養費の負担金で 31 万円の追加。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、任意事業費の委託料で 99 万 4 千円の追加。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で過年度分返還金で 205 万 9 千円の追加であります。

歳入、53 ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 11 万 4 千円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で 10 万 9 千円の追加。

国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で 19 万 1

千円の追加、介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金で33万3千円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で3万9千円の追加。

道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で9万6千円の追加。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で12万4千円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で3万8千円の追加。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で9万6千円の追加。

その他一般会計繰入金の事務費繰入金で30万5千円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で205万9千円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で49万7千円の追加であります。

以上、鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第70号 鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（吉田稔）

日程 17、議案第 70 号、鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 70 号は、鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてであります。

提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の市町村計画を策定し、北海道と協議を行なっておりましたが、協議が整いましたので御提案を申し上げるものであります。

内容を御説明いたします。

鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、別冊計画書の目次をもって御説明させていただきたいと思っております。

「1、基本的な事項」では、市町村の概況のほか、7 項目について記載しており、以下、「2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から「13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までそれぞれ事項別に 12 区分で構成しており、その 12 区分ごとに現況と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合性を記載しており、「3、産業の振興」におきましては、さらに「産業振興促進事項」を記載しているところであります。

各区分項目につきましては、お目通しをいただきますようお願い申し上げまして、個別の説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

以上、鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての内容を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 71 号 場内砂防工（ポンチン川）整備工事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程 18、議案第71号、場内砂防工（ポンチン川）整備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第71号は、場内砂防工（ポンチン川）整備工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、場内砂防工（ポンチン川）整備工事であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、三井組・タカノ経常建設共同企業体、北日本・健勝経常建設共同企業体、川田工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、萩原建設工業株式会社、以上5社を指名し、9月6日に入札しました結果、入札金額を1億1275万円といたします北日本・健勝経常建設共同企業体、代表者、鹿迫町元町2丁目22番地、北日本建設工業株式会社、代表取締役、和賀貴志氏が最低入札者となりましたので、現在、仮契約を締結中であります。

なお、落札率は98.37%であります

以上、場内砂防工（ポンチン川）整備工事請負契約について御説明申し上げました。
御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 71 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 19 同意第 4 号 鹿追町公平委員会委員の選任について

○議長（吉田稔）

日程 19、同意第 4 号、鹿追町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 4 号は、鹿追町公平委員会委員の選任についてであります。

次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の

本案については適任ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は適任という意見を付することに決定をいたしました。

ここで説明員の入替えを行いたいと思います。

-
- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程 22 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 23 | 認定第 2 号 | 令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 24 | 認定第 3 号 | 令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 25 | 認定第 4 号 | 令和 2 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 26 | 認定第 5 号 | 令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 27 | 認定第 6 号 | 令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 28 | 認定第 7 号 | 令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について |

○議長（吉田稔）

日程 22、認定第 1 号、令和 2 年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程 23、認定第 2 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 24、認定第 3 号、令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 25、認定第 4 号、令和 2 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 26、認定第 5 号、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 27、認定第 6 号、令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 28、認定第 7 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

以上7件、関連がありますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

認定第1号から認定第7号は、令和2年度鹿追町一般会計、6特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、令和2年度鹿追町一般会計歳入歳出決算、6特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

認定を付議いたします7会計のうち、病院会計を除きます6会計の決算概要について、各会計歳入歳出決算書の各会計別決算書総括表によって御説明申し上げます。

なお、令和2年度一般会計等の財政健全化判断4比率につきましても、実質赤字収支比率がマイナス14.81%、連結実質赤字比率がマイナス24.16%、将来負担比率がマイナス6.0%、実質公債費比率が、3か年平均で10.3%と全ての項目で前年度を下回る結果となりました。

また、財政構造の硬直化を判断する指標の経常収支比率につきましても80.31%と前年度からマイナス3.07%となるなど、現在進めております行財政改革により歳入歳出の総点検を行うなど今後も健全で持続可能な財政環境づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

それでは各会計の決算概要を御説明いたします。

決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

一般会計より御説明いたします。

歳入歳出予算額91億2204万3千円に対しまして、歳入決算額88億6274万4837円、歳出決算額82億3531万8725円であり、形式収支で6億2742万6112円の決算剰余であります。

これより翌年度繰越財源として、繰越明許費の一般財源3371万2千円を控除いたしました5億9371万4112円が実質収支の決算剰余となりましたので、決算認定を賜りましたならば、地方財政法第7条第1項及び鹿追町減債基金条例第2条の規定によりまして、2億9700万円を減債基金に積み立てし、残りの2億9671万4112円を純繰越金といたしたいとするものであります。

次に、特別会計の国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出予算額 8 億 469 万 3 千円に対しまして、歳入決算額 7 億 6757 万 3807 円、歳出決算額 7 億 5830 万 5737 円であり、形式収支並びに実質収支は 926 万 8070 円の決算剰余であります。

簡易水道特別会計は、歳入歳出予算額 2 億 7861 万 2 千円に対しまして、歳入決算額 2 億 7942 万 8779 円、歳出決算額 2 億 7663 万 598 円で、形式収支並びに実質収支は 279 万 8181 円の決算剰余であります。

下水道特別会計は、歳入歳出予算額 2 億 2242 万円に対しまして、歳入決算額 2 億 2446 万 4632 円、歳出決算額 2 億 1821 万 1934 円で、形式収支並びに実質収支は 625 万 2698 円の決算剰余であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算額 5 億 4453 万 3 千円に対しまして、歳入決算額 5 億 3567 万 2744 円、歳出決算額 5 億 3303 万 7762 円で、形式収支並びに実質収支は 263 万 4982 円の決算剰余であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算額 9364 万 8 千円に対しまして、歳入決算額 9253 万 126 円、歳出決算額 9175 万 5489 円で、形式収支並びに実質収支は 77 万 4637 円の決算剰余であります。

次に、国民健康保険病院事業会計決算について御説明申し上げます。

病院決算書の 1 ページを御覧いただきたいと思っております。

決算額の区分ごとに 2 段で数字が表記されておりますが、下段の消費税を含んだ額で説明させていただきます。

収益的収入及び支出につきましては、歳入予算額 6 億 8618 万 4 千円に対しまして、歳入決算額 6 億 9495 万 7917 円、歳出予算額 7 億 2018 万 4 千円に対しまして、歳出決算額 6 億 9876 万 385 円であり、差引 380 万 2468 円が税込決算の形式的損失となり、これに薬品購入費の際の消費税 998 万 1162 円及び資本的支出の消費税 211 万 4383 円の合計 1209 万 5545 円を差し引いた 1589 万 8013 円が当年度純損失額となります。

次に 2 ページを御覧いただきたいと思っております。

資本的収入及び支出であります。

歳入予算額 687 万 1 千円に対しまして、歳入決算額 641 万 4 千円、歳出予算額 6635 万 4 千円に対しまして、歳出決算額 6630 万 8342 円でありまして、差引マイナス 5989 万 4342 円につきましては、まず、過年度分損益勘定留保資金で 5777 万 9959 円、さらに残額の 211 万 4383 円は、当年度分消費税及び地方消費税を補てんいたしたいとしております。

なお、7 特別会計の決算資料につきましては後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。

以上、認定第 1 号から認定第 7 号の令和 2 年度の鹿追町一般会計、6 特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げました。

御審議の上、認定をいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案について議長及び議会選出の監査委員を除く 9 名の委員で構成する令和 2 年度鹿追町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案については令和 2 年度鹿追町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検閲、検査権について令和 2 年度鹿追町各会計決算審査特別委員会に委任したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

地方自治法第 98 条第 1 項に基づく検閲、検査権について令和 2 年度鹿追町各会計決算審査特別委員会に委任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後 1 時 20 分といたします。

休憩 12 時 06 分

再開 13 時 17 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中の令和2年度鹿追町各会計決算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

令和2年度鹿追町各会計決算審査特別委員会委員長に安藤幹夫委員、副委員長に畑久雄委員、以上のとおり互選されましたので報告いたします。

なお、令和2年度鹿追町各会計決算審査特別委員会の日程が9月24日・27日・28日の3日間として審査されることに決定されましたので併せて報告をいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで散会します。

散会 13時20分

